

菊連協 理事 各位

(写) 各町内会

作成日：令和 7 年 8 月 12 日

作成者：総務部事務局

菊連協 令和 7 年 8 月定例理事会 議事録概要

日時：令和 7 年 8 月 11 日（月・祝）10：00～

場所：菊水地区会館

欠席：牧野（上）、宮野（上）

I. 行政からの連絡事項 <伊勢所長から>

<白石区菊水町内会連絡協議会 8 月定例理事会>を参照願います。尚、詳細についてはまちづくりセンターへ問合せ下さい。

-【連絡事項項目】

1 市民集会施設建築等補助事業に係る令和 8 年度予算要望について

2 市民集会施設エアコン設置補助について

3 その他

- ・ 7 月定例理事会でお知らせした菊連協助成金支払いについて、7 月 11 日（金）に札幌市住民組織助成金と一緒に各連町口座に振り込みを完了しています。

- ・ 防犯（一般住宅の侵入手口と防犯対策等）に関する研修会（10 月 17 日（金）14 時～）が予定されています。詳細については確認中です。

+

II. 議 題

1. 総務部より

(1) 蠣崎会長からの報告

- ・ 白石区町内連合会連絡協議会（8 月定例会）内容について
8 月定例会は休会でした。

- ・ 白石こころーどの延伸について

コンベションセンター～（12 号線下を通り）～平和通りまでの測量が 8 月末～から実施されます。

- ・ 9 月 10 日（水）に上町連町主催で大水害を想定した避難訓練を実施します。

(2) 令和 7 年度菊連協役員活動費の支給について

- ・役員活動費について 7 月定例理事会でお知らせしましたとおり、本日の理事会終了後にお渡しします。

定例理事会出席の理事に活動費を支給しました。

(3) 行政との意見交換について

- ・日程等について、来週地域振興課と打ち合わせの予定だが、10 月に国政調査等があることから実施時期については 11 月以降が考えられる。
尚、意見交換の課題集約については 9 月理事会でお知らせします。

2. 防災部より

- ・8 月 12 日（火）13 時 30 分～ 防災部会を開催します。
- ・10 月 18 日（土）東橋小学校において防災訓練を実施します。内容については区（地域振興課）と協議中ですが、要支援者の対応に考慮した内容にしたい。
- ・他の基幹避難所（幌東小、上白石小）については、出来る範囲で実施する。

3. 女性部より

- ・9 月 1 日（月）開催の区女連会議に 3 名出席します。

4. その他

Ⅲ、関連団体より

1. 菊水地区会館運営委員会から

- ・特になし

2. 菊水地区福祉のまち推進センターから

- ・8 月 12 日（火）15 時～役員会を開催し、11 月 6 日（木）開催のふれあい交流会に向けて協議します。
- ・福祉除雪の申し込みが 8 月 12 日（火）～9 月 16 日（火）です。

3. まちづくりネットワーク会議から

- ・8 月 21 日（木）10 時～ 定例理事会を開催します。
- ・9 月 13 日（土）10 時～ スマホ教室を開催しますので参加者は直接会場へお越し下さい。

4. 菊水地区民生委員・児童委員協議会から

- ・7月子育てサロンに30名の参加があり、8月は12日に開催します。
- ・今月の定例会後、永年勤続の方の祝賀会を予定。

5. 菊水地区青少年育成委員会から

- ・8月19日（火）定例会を開催します。
- ・9月13日（土）冒険物語2025（スタンプラリー）を開催します。

次回、令和7年9月定例理事会を9月15日（月・祝）10時～ 如何でしょうか？

・9月定例理事会、9月15日（月・祝）10時～ 開催します。

IV. 今後のスケジュール

月 日	曜日	開始時刻	会 議 名 称	開催場所等
8月12日	火	10:00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
8月12日	火	13:30 15:00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
9月9日	火	10:00	総務部事務局会議	菊水地区会館
9月15日	月・祝	10:00	菊連協9月定例理事会	菊水地区会館
9月16日	火	10:00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
9月16日	火	13:30 15:00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館

以 上

白石区菊水町内会連絡協議会

《 8 月 定 例 理 事 会 》

日 時 令和 7 年 8 月 11 日 (月・祝) 10:00～

会 場 菊水地区会館 会議室

○ 行政からの連絡事項

1 市民集会施設建築等補助事業に係る令和 8 年度予算要望について

市民集会施設建築等に関する下記の補助事業について、令和 7 年度の予算化の要望がある場合は、**8月28日(木)までに**、要望調書及び必要な添付書類をまちづくりセンターに提出願います。

- ① 市民集会施設建築費補助金 【資料 1】
- ② 市民集会施設建築資金貸付 (融資あっせん) 【資料 2】
- ③ 集会施設借上補助 【資料 3】
- ④ 市民集会施設 (町内会館) 用地購入資金貸付 (融資あっせん) 【資料 4】
- ⑤ 市民集会施設解体補助金 【資料 5】

※ 令和 8 年度に本補助金を申請する場合、必ず今年度時点での予算要求が必要です。

- ・ 令和 8 年度に入ってから、急遽申請があっても対応はできません。
- ・ 予算確保後に工事内容の変更などで補助対象事業費が増額となった場合であっても、確保した予算額以上の補助金の支出はできません。

2 市民集会施設エアコン設置補助について

【資料 6】

近年の猛暑対策として、市民集会施設建築費補助金の補助項目にエアコンの設置に係る経費が追加されました。

対象団体：市民集会施設を所有する町内会、自治会等

対象施設：貸室にエアコンが未設置または故障等で稼働可能なエアコンがない施設

- ※ 事務室、管理人室等市民の利用がない部屋への設置は補助対象外
- ※ 借上施設・地区会館・市営住宅の集会所は補助対象外
- ※ 故障等で稼働可能なエアコンがない場合、故障機器の取り外し費用は補助対象外

補助対象経費：エアコン本体購入費及び設置に伴う工事費

- ※ 1 施設当たり 1 部屋分のエアコン設置費用を補助する
(2 部屋目以降は補助対象外)

- ※ 扇風機、冷風機等備品購入費やウインドエアコン等簡易的設置のものは補助の対象外

補助金額：補助対象経費の 2 分の 1 で上限 40 万円

補助金申請期間：令和 7 年 4 月 21 日～令和 8 年 2 月 27 日

3 その他